

# 伊賀市週休2日制工事試行要領



令和7年8月 改定

伊 賀 市

# 目次

第1編 土木・水道工事編（積算基準(下水道編)適用工事含む）	
1. 土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 1
2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表	… 12
第2編 公共建築工事編	
1. 土日完全週休2日制工事試行要領	… 13
2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表	… 26
第3編 農業農村整備工事編	
1. 土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 27
2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表	… 36
第4編 森林整備保全工事編	
1. 土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 37
2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表	… 44

第1編 土木・水道工事編  
(積算基準(下水道編)適用工事含む)

## 第1編 土木・水道工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

### 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

#### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

#### （定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※<sub>1</sub>として、現場閉所※<sub>2</sub>を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・ 道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事等）
- ・ 災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35.その他】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③、別紙3の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

・伊賀市HPからダウンロード

<https://www.city.iga.lg.jp/0000005725.html>

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

① 週単位の週休2日

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

② 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.01
- ・現場管理費率 : 1.02

③通期の週休2日

補正無し

## ④ 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエテル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

## 【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間すべての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて経費補正を行う。

## ①準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

## ②同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

③ 1週間前以上に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
			↑			現場閉所	第B週

振替え

第A週

- 週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）
- 工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

- 週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3
- 工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月(パターンA)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8\text{日(土日日数)}}{30\text{日(対象日数)}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月(パターンB)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2\text{日(土日日数)}}{9\text{日(対象日数)}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月(パターンC)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・C月4日で対象期間が終わる場合

・C月29日から対象期間が始まる場合



歴上の土日を含まないため、対象期間から除く

③同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月(パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行っていれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日

緊急対応除く

④ 土日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】

E月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

【他の月への振り替え】

F月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

・ F月の現場閉所日としてみなす  
(E月の現場閉所日としない)

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

工事名			請負業者名		
工期	～		現場代理人		
工事開始日		完成報告提出日			

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

判定

週休2日	・月単位の週休2日	<input type="checkbox"/>
	・通期（対象期間全体）の週休2日	<input type="checkbox"/>
	・指定土日（成績加点）	<input type="checkbox"/>

← 監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

	対象日	期所日	日数	期所率	4週8休判定	指定土日	現場閉所	成績	加点	備考
計画			0	0.0%	対象外					※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外		-		※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の責にやらない作業、●=閉所日
備考										指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

	対象日	期所日	日数	期所率	4週8休判定	指定土日	現場閉所	成績	加点	備考
計画			0	0.0%	対象外					※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外		-		※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の責にやらない作業、●=閉所日
備考										指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

	対象日	期所日	日数	期所率	4週8休判定	指定土日	現場閉所	成績	加点	備考
計画			0	0.0%	対象外					※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外		-		※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の責にやらない作業、●=閉所日
備考										指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

対象	0週	達成	0週
----	----	----	----

	対象						
	月	火	水	木	金	土	日
第1週							
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							
第6週							
第7週							

土日の振替日を入力  
土曜 日曜

判定(経費補正) 判定(工事成績加点)

○	×
対象外	×

## 第2編 公共建築工事編

## 第2編 公共建築工事編

## 1. 土日完全週休2日制工事試行要領

## (目的)

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

## (定義)

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、現場閉所<sup>※2</sup>を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が1週間（土曜日から金曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（土曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難な工事は、下記のとおりとする。

- ・緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・災害復旧工事

（発注方式）

第4条 発注者は、次の①または②のいずれかによる方式にて発注することを基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日は必須）

②土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(入札公告等への明示)

第5条 発注者は、入札公告において、前条①の工事を公告する際は、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を、前条②の公告をする際は、「土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））」である旨を明示する。

(土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））における経費の計上)

第6条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））の当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の(1)①、(2)）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の(1)①）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週または月単位の週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））における経費の計上)

第7条 土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））の当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日を前提とした補正係数を乗じない労務費を計上する。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の(1)②、(2)）に増額変更するものとする。また、月単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の(1)②、(2)）に増額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週または月単位の週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(工事成績評価における評価)

第8条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価(監督員)における【安全衛生関係 35. その他】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点对象となるのは、原則、前後各2週間以内の平日への振替えの場合とする。(別紙2の③、別紙3の④)

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位、月単位及び通期の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

(その他)

第9条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

・伊賀市HPからダウンロード

<https://www.city.iga.lg.jp/0000005725.html>

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

## 別紙1

## 積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

## （1）補正方法等

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価等の補正方法等は、以下による。

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

## ①週単位の週休2日

- ・ 労務費 : 1.02
- ・ 現場管理費 : 1.01

## ②月単位の週休2日（4週8休以上）

労務費 : 1.02

## ③通期の週休2日（4週8休以上）

補正無し

## （2）単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

## ①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に上記の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

## ②市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（1）の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

## 【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

## 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8  
 (3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単  
 価改修補正率」によらず、(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2  
 及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補  
 正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の  
 表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.01	1.01
地業工事	物価	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.01	1.01
防水工事	市場	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.01	1.14
防水工事	物価	1.01	1.01
石工事	物価	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.01	1.01
木工事	物価	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.01	1.01
金属工事	市場	1.01	1.09
金属工事	物価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場	1.01	1.16
左官工事	物価	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場	1.02	1.16

建具	物価	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01
排水工事	物価	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン-類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

## 【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（土曜日から金曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえで、その達成状況に応じて経費補正を行う。

## ①準備期間や片付期間が含まれる場合

土	日	月	火	水	木	金
準備期間 (対象外)				対象期間 →		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：この週は対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

土	日	月	火	水	木	金
現場閉所	現場閉所		対象期間 ←	片付け期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）



③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後各2週間以内の平日に振替えた場合

土	日	月	火	水	木	金	
現場 閉所	現場 閉所			指示日			第A週
	現場 閉所		現場 閉所				第B週
	現場 閉所	振替え					第C週

第B週

- 週単位の達成状況 : 達成（1週間で2日の現場閉所）
- 工事成績評定の加点 : 未達成（土曜日に現場作業）

第C週

- 週単位の達成状況 : 未達成（1週間で1日の現場閉所）※3
- 工事成績評定の加点 : 達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後各2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

## 【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月(パターンA)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8\text{日(土日日数)}}{30\text{日(対象日数)}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月(パターンB)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2\text{日(土日日数)}}{9\text{日(対象日数)}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月(パターンC)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・C月4日で対象期間が終わる場合

・C月29日から対象期間が始まる場合



歴上の土日を含まないため、対象期間から除く

③同一週（月曜日から日曜日）での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月(パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 → 土日日数7日

緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

なお、1週間以上前に行われた発注者の指示による土日作業を行った日は対象期間となり、振替えを行う際の取扱いは④による。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】

E月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

F月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ F月の現場閉所日としてみなす  
（E月の現場閉所日としない）

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

請負業者名	
現場代理人	

工事名	
工期	～
工事開始日	完成報告提出日

判定	・月単位の週休2日 ・通期（対象期間全体）の週休2日 ・指定土日（成績加点）
----	--

↓  
監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

計画	対象日	閉所日	対象日	閉所日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日	現場閉所	成績	加点	備考
					0	0.0%	対象外					準準備期間、片後片付期間、夏夏休み期間、年々年末年始休み期間、製工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外					事々工事事故等による不稼働期間、災災天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0							指定現場閉所指定日、振替指定日の振替日、事前事前指示開始工事開始日、完成完成報告書提出日

計画	対象日	閉所日	対象日	閉所日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日	現場閉所	成績	加点	備考
					0	0.0%	対象外					準準備期間、片後片付期間、夏夏休み期間、年々年末年始休み期間、製工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外					事々工事事故等による不稼働期間、災災天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0							指定現場閉所指定日、振替指定日の振替日、事前事前指示開始工事開始日、完成完成報告書提出日

↓  
通期（対象期間全体）の週休2日の状況

計画時の確認		実績の確認	
対象予定日数	0	対象日数	0
閉所予定日数	0	閉所日数	0
達成予定率		達成率	

## 第3編 農業農村整備工事編

## 第3編 農業農村整備工事編

## 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

## （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

## （定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、現場閉所<sup>※2</sup>を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難な工事は、下記のとおりとする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事等）
- ・災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含め

るものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(工事成績評価における評価)

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価(監督員)における【安全衛生 35. その他】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。(別紙2の③、別紙3の④)

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

(その他)

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

・伊賀市HPからダウンロード

<https://www.city.iga.lg.jp/0000005725.html>

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

## 【別紙1 補正係数】

## ① 週単位の週休2日

- ・ 労務費 : 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.05
- ・ 現場管理費率 : 1.06

## ② 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・ 労務費 : 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.04
- ・ 現場管理費率 : 1.05

## ③ 通期の週休2日

補正無し

## ④ 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01

【第3編 農業農村整備工事編】

橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋面防水工		1.01	1.01

⑤土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間すべての週毎の達成状況を確認したうえで、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

①準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

②同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

③ 1週間前以上に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
			↑	振替え	□	現場閉所	第B週

第A週

- 週単位の達成状況 : 達成（1週間で2日の現場閉所）
- 工事成績評定の加点 : 未達成（土曜日に現場作業）

第B週

- 週単位の達成状況 : 未達成（1週間で1日の現場閉所）※3
- 工事成績評定の加点 : 達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月(パターンA)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8\text{日(土日日数)}}{30\text{日(対象日数)}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月(パターンB)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2\text{日(土日日数)}}{9\text{日(対象日数)}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月(パターンC)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・C月4日で対象期間が終わる場合

・C月29日から対象期間が始まる場合



歴上の土日を含まないため、対象期間から除く

③同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月(パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行っていれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日

緊急対応除く

④ 土日をやむを得ず振替える場合 (E月、F月)

【同じ月への振り替え】

E月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

F月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ F月の現場閉所日としてみなす  
(E月の現場閉所日としない)

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

工事名			請負業者名		
工期	～		現場代理人		
工事開始日	完成報告提出日				

  

判定	週休2日	・月単位の週休2日	<input type="checkbox"/>
		・通期（対象期間全体）の週休2日	<input type="checkbox"/>
		・指定土日（成績加点）	<input type="checkbox"/>

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

← 監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

	対象日	期末日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日	成績	備考
計画			0	0.0%	対象外			※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外	-	※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の真によらない作業、●=閉所日
備考								指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

	対象日	期末日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日	成績	備考
計画			0	0.0%	対象外			※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外	-	※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の真によらない作業、●=閉所日
備考								指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

	対象日	期末日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日	成績	備考
計画			0	0.0%	対象外			※=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
実績			0	0.0%	対象外	対象外	-	※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、受注者の真によらない作業、●=閉所日
備考								指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日、事前=事前指示開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

対象	0週	達成	0週							
	月	火	水	木	金	土	日	土日の振替日を入力 土曜 日曜	判定(経費補正)	判定(工事成績加点)
第1週									○	×
									対象外	×
第2週									対象外	×
第3週									対象外	×
第4週									対象外	×
第5週									対象外	×
第6週									対象外	×
第7週									対象外	×

## 第4編 森林整備保全工事編

## 第4編 森林整備保全工事編

### 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

#### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休）の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

#### （定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、現場閉所<sup>※2</sup>を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難な工事は、下記のとおりとする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事等）
- ・災害復旧工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

(経費の計上)

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日の月で現場閉所日数を算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(工事成績評価における評価)

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35. その他】において加点評価する。

なお、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日に振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、月単位及び通期の週休2日が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

・伊賀市HPからダウンロード

<https://www.city.iga.lg.jp/0000005725.html>

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

## 【別紙1 補正係数】

## ①月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.04
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.03
- ・現場管理費率 : 1.05

## ②通期の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.02
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

## 森林整備保全工事

## ③市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04	1.02

## ④土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
区画線工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月(パターンA)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8\text{日(土日日数)}}{30\text{日(対象日数)}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月(パターンB)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2\text{日(土日日数)}}{9\text{日(対象日数)}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月(パターンC)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・C月4日で対象期間が終わる場合

・C月29日から対象期間が始まる場合



歴上の土日を含まないため、対象期間から除く

③同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月(パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行って、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日

緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評価において、発注者の指示による土曜日・日曜日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】

E月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

F月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ F月の現場閉所日としてみなす  
（E月の現場閉所日としない）

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評価の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

請負業者名	
現場代理人	

工事名	
工期	～
工事開始日	完成報告提出日

判定

週休2日	×
・月単位の週休2日	×
・通期（対象期間全体）の週休2日	×
・指定土日（成績加点）	×

↓ 監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

計画	対象日	閉所日	対象日	閉所日	4週8休判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
計画					0.0%	0				準 <sup>e</sup> 準備期間、片 <sup>e</sup> 後片付期間、夏 <sup>e</sup> 夏休み期間、年 <sup>e</sup> 年末年始休み期間、製 <sup>e</sup> 工場製作期間、○ <sup>e</sup> 対象期間、● <sup>e</sup> 閉所指定土日、○ <sup>e</sup> 閉所予定日
実績					0.0%	0		対象外	-	事 <sup>e</sup> 工事事故等による不稼働期間、災 <sup>e</sup> 天災に対する突発的な対応期間、他 <sup>e</sup> その他、受注者の責によらない作業、● <sup>e</sup> 閉所日
備考	指定 <sup>e</sup> 現場閉所指定日、振替 <sup>e</sup> 指定日の振替日、事前 <sup>e</sup> 事前指示 開始 <sup>e</sup> 工事開始日、完成 <sup>e</sup> 完成報告書提出日									

計画	対象日	閉所日	対象日	閉所日	4週8休判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
計画					0.0%	0				準 <sup>e</sup> 準備期間、片 <sup>e</sup> 後片付期間、夏 <sup>e</sup> 夏休み期間、年 <sup>e</sup> 年末年始休み期間、製 <sup>e</sup> 工場製作期間、○ <sup>e</sup> 対象期間、● <sup>e</sup> 閉所指定土日、○ <sup>e</sup> 閉所予定日
実績					0.0%	0		対象外	-	事 <sup>e</sup> 工事事故等による不稼働期間、災 <sup>e</sup> 天災に対する突発的な対応期間、他 <sup>e</sup> その他、受注者の責によらない作業、● <sup>e</sup> 閉所日
備考	指定 <sup>e</sup> 現場閉所指定日、振替 <sup>e</sup> 指定日の振替日、事前 <sup>e</sup> 事前指示 開始 <sup>e</sup> 工事開始日、完成 <sup>e</sup> 完成報告書提出日									

計画時の確認	実績の確認
対象予定日数	対象日数
閉所予定日数	閉所日数
達成予定率	達成率

↓ 通期（対象期間全体）の週休2日の状況